

# 播磨自然高原建築規定

本規定は播磨自然高原の自然環境を保護することを目的とし、高原内における建築・増改築・設備の設置について、建築主及び施工業者が遵守すべき事項を、一般社団法人播磨自然高原クラブ(以下甲という)が定めるものである。

## 1.敷地造成について

- (1) 切土および盛土は最小限にとどめ、現地形をむやみに変更してはならない。
- (2) 伐採は必要最小限にし、現存する樹木は努めて保護しなければならない。

## 2.建築・設備について

- (1) 周辺的环境・風紀を害する建築及び設備の設置は禁止する。
- (2) 建物の位置は眺望・日照・プライバシー確保のため道路及び隣地境界線より充分な距離(軒先より3 m以上する。)を保たなければならない。
- (3) 建ぺい率は兵庫県側—20%・岡山県側—15%以内とし、原則として2階建までとする。
- (4) し尿処理は簡易水洗又は合併処理式を設置し、浄化槽設置後は保守契約による維持管理を行わなければならない。
- (5) 近隣の迷惑防止のため、土・日・祝日及び甲が指定する日の工事は禁止する。(但し、事前に甲の許可を得た場合はこの限りではない。)

## 3.提出書類について

- (1) 建築主又は施工業者は、施工前までに次の提出書類を甲へ提出し承認を得なければならない。
  - ・ 建築確認通知書写し (岡山県側・兵庫県側市街化調整区域)
  - ・ 平面図
  - ・ 立面図
  - ・ 配置図
  - ・ 高原クラブ所定提出用紙 (建築6-1~6)

## 4.建築等に際しての納付金について

- (1) 建築主又は施工業者は、甲の建築承認を受けた後、速やかに下記費用を甲まで納付しなければならない。なお、工事着工は納付完了後とする。
  - ・ 建築等協力金 300,000円(税別) 工事内容によって金額を別途定める。
  - ・ 水道負担金 100,000円(税別) 13mm以外は別途定める。

本規定は、平成15年9月16日より施行する。

平成18年6月10日改正し、同日施行する。

平成25年3月9日改正し、平成25年5月1日より施行する。

平成26年10月11日改正し、同日施行する。

一般社団法人 播磨自然高原クラブ